

高額医療・高額介護 合算療養費制度

医療費・介護サービス費が高額な場合は申請を

世帯内で同一の医療保険に加入している方の毎年8月から1年間にかかった医療費と介護サービス費の自己負担額を合計し（高額療養費・高額介護サービス費などの払い戻しは差し引く）、一定の限度額を超えた場合に、その超えた分を払い戻します（超過分が500円未満の場合は払い戻しなし）。
※平成29年8月1日～30年7月31日（計算期間）に、医療費と介護サービス費両方の自己負担額を支払っている世帯で、その合計額が限度額（右表1参照）を超えている世帯

- (1) 計算期間を通して市国民健康保険に加入していた方**＝対象となる世帯へ3月上旬に申請書類を郵送します。記入のうえ郵送または直接〒185-8501保険年金課国民健康保険係（市役所第1庁舎）へ
- (2) 計算期間を通して市内在住で後期高齢者医療制度に加入していた方**＝対象となる世帯へ2月下旬に都後期高齢者医療広域連合から申請書類を郵送します。記入のうえ郵送または直接〒185-8501保険年金課高齢者医療係（市役所第1庁舎）へ
- (3) 計算期間中に加入している医療保険が変わった方、市外から転入した方、亡くなった方**＝計算期間を通しての自己負担額の把握が困難なため、申請書を郵送できない場合があります。以前加入していた医療保険または前住所での自己負担額を合算できる場合があります。対象に該当すると思われる方は、右表2を参照のうえ7月31日時点または亡くなった時点で加入していた医療保険者へ問い合わせ
- (4) 計算期間を通して会社などの健康保険・共済組合、国民健康保険組合に加入していた方**＝7月31日時点で加入していた医療保険者へ問い合わせ

注介護保険自己負担額証明書が必要な場合は、高齢福祉課（いずみプラザ内）☎(042)321-1301へ

表1 世帯単位の自己負担限度額（国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の場合）

世帯区分	所得区分	医療費+介護サービス費の負担限度額	
70歳以上の方のみの世帯（医療保険ごとに世帯合算）	①現役並み所得者（*1）	67万円	
	②一般（①・③に該当しない方）	56万円	
	③世帯全員が住民税非課税	31万円	
70歳未満の方がいる世帯	低所得Ⅱ	19万円（*3）	
	低所得Ⅰ（*2）	901万円超 212万円	
	旧ただし書所得（★）	600～901万円以下	141万円
		210～600万円以下	67万円
210万円以下		60万円	
世帯全員が住民税非課税		34万円	

- （*1）住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者がいる世帯。ただし、障害認定を受けた昭和20年1月2日以降生まれの方の場合、145万円を超えていても、70歳以上で同じ世帯かつ同じ医療保険の被保険者の旧ただし書き所得（★）の合計額が210万円以下であれば②一般
- （*2）所得が一定基準以下（年金受給額80万円以下など）
- （*3）低所得Ⅰの世帯で介護（介護予防）サービス費の利用者が複数いる場合、医療保険者からの支給は記載どおりの負担限度額で計算し、介護保険者からの支給は低所得Ⅱの自己負担限度額31万円です
- （★）総所得金額と山林所得の合計額から基礎控除を差し引いた金額

表2 (3)の申請・問い合わせ先

7月31日・亡くなった時点で加入していた医療保険	申請・問い合わせ
国民健康保険	国民健康保険係(内314)
後期高齢者医療制度	高齢者医療係(内319)
会社などの健康保険・共済組合など	保険証などに記載されている医療保険の窓口

→保険年金課(内319)

介護予防・日常生活支援総合事業

住民主体型 サービス 実施団体募集

4月から生活支援・介護予防サービスを住民主体型で提供するための実施団体を募集します。実施団体になると、訪問型サービスB事業12万円まで、通所型サービスB事業8万4,000円までの補助金を交付します（いずれも単年度）。必要書類など、詳しくは募集要項をご覧ください。
※市内在住の方に対して介護予防の取り組みまたは生活支援サービスの提供実績が3年以上あり、生活

支援・介護予防サービスを提供できる非営利団体または公益社団法人**※**2月18日(月)～28日(木)に申請書・必要書類を直接高齢福祉課（いずみプラザ内）へ**募集要項・申請書配布**2月4日(月)～28日(木)に高齢福祉課で**※**市HPからダウンロード可**審査方法**書類審査**注**年度終了後、実績報告書などを提出

→高齢福祉課☎(042)321-1301

4月21日(日)は市議会議員選挙の投票日です

郵便等投票の手続きはお早めに

→選挙管理委員会事務局(内368)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で右表1のいずれかに該当する方は郵便での不在者投票（郵便等投票）ができます。なお、右表1・2の両方に該当し、自分で投票の記載ができない方は、代理人に記載してもらう代理記載制度があります。いずれの場合も事前に選挙管理委員会への申請が必要です。

注右表1に該当しなくても、実際の障害の程度に応じて都知事が発行する郵便等投票の知事の証明を取得することで不在者投票が利用できる場合があります

■郵便等投票の手続き

●投票用紙の請求

投票用紙請求書（*1）に、郵便等投票証明書（*2）を添えて4月17日(水)までに郵送（必着）または代理の方が直接選挙管理委員会（市役所内）へお持ちください

●投票方法

選挙管理委員会から郵送する投票用紙に記載し、同封の返信用封筒で投票日までに郵送（必着）してください

（*1）郵便等投票証明書をお持ちの方には、選挙管理委員会から郵送します

（*2）現在お持ちの方は有効期限の確認をお願いします。新規に申請する方や有効期限が切れている方は手続きに時間がかかる場合がありますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください

表1 郵便等投票ができる方

対象	障害等の区分	障害等の程度
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載制度で投票ができる方

対象	障害等の区分	障害等の程度
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢	1級
	視覚	
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢	特別項症～第2項症
	視覚	

声の広報をお届けします

市内在住で視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方のうち希望する方へ、市報国分寺などを吹き込んだCDを郵送します。ご希望の方は市政戦略室（市役所第3庁舎）へご連絡ください。また、お近くに必要とされる方がいましたら、この制度をご案内ください。

注利用には、CDプレーヤー（MP3対応機器のもの）・パソコン・Daisy図書再生機（デージー）など、CDを再生できるものが必要です

■市HPでの市報の音声配信

市HPで、市報国分寺の各ページのPDFファイルに併せて掲載している音声ファイルをクリックすると、音声で市報を聞くことができます。

声の広報が届くまで

音訳グループやまばとが朗読からCDの製作まで行っています

①打ち合わせ

朗読する担当ページを決め、読み方の確認などを行います



②録音・CD製作

聞き取りやすさを心がけ、丁寧に朗読します



③発送

希望する方の自宅へ専用の封筒で郵送します



→市政戦略室(内409)